

監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

監査の対象

総務部，財務部，市民部，環境部，土木部，消防，農業委員会事務局

令和6年2月21日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

田 中 みわ子

総務部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

秘書広報課，東京事務所，危機管理課

3 監査の期間

令和5年10月3日から同年12月25日まで

4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 秘書広報課

指摘事項

「テレビ広報番組制作・放送」において、受注者から提出された番組放送確認書の記載漏れ等について、職員が容易に改ざんできる筆記用具を用いて記載していた。

受注者が作成した書類に記載漏れ等があれば受注者に記載させるべきであるが、やむを得ず職員が職権で修正する場合は、適正な筆記用具を使用した上で、誰が修正したか等を明確に残すなど、適正な事務処理をされたい。

(2) 危機管理課

指摘事項

ア 「川尻水防倉庫除草・収集及び防草シート張り業務」ほかにおいて、業務着手後に執行伺兼支出負担行為書を決裁していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

イ 防災機材等購入助成金の申請書の内容を、職員が修正していた。

申請書の記載誤り等は申請者に修正をさせるべきであるが、やむを得ず職員が職権で修正する場合は、誰が修正したか等を明確に残すなど、適正な事務処理をされたい。

ウ パソコンソフトについて、会計課長による不用の決定手続を経ることなく廃棄していた。

備品は市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

財務部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

財政課，契約課

3 監査の期間

令和5年10月3日から同年12月25日まで

4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、財政課について是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

旅行の用務地の近郊に帰省先居宅を有する職員の旅費について、宿泊料を不支給とし、勤務地から当該居宅までの旅行命令を発していたが、当該居宅から用務地までの往復旅費を算定していなかった。

旅費条例運用基準では、当該居宅から用務地までの旅行は同一行政区域内ではないため、当該旅費は支給することとなっている。

については、適正な事務処理をされたい。

市民部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

市民窓口課，吉浦市民センター，警固屋市民センター，阿賀市民センター，広市民センター，仁方市民センター

3 監査の期間

令和5年10月3日から同年12月25日まで

4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 市民窓口課

指摘事項

ア 郵便局における個人番号カード申請受付事務に係る事務取扱手数料において、検査日及び請求書の発行日が、執行伺兼支出負担行為書の決裁日より前の日付となっていた。

当該手数料については、執行伺いと同時に支出負担行為をすることは困難な事例であることから、事務処理方法について関係課と協議するなどし、予算及び決算規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 「法律相談業務」ほかにおいて、業務着手後に執行伺兼支出負担行為書を決裁していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

ウ 「呼出發券システム保守業務」に係る契約において、受注者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、当該業務範囲につき、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない旨を契約約款により定めているにもかかわらず、当該承諾を得ていなかった。

については、受注者に対して契約書等の内容を遵守するよう指導されたい。

エ 旅費を伴う県内出張について、旅行命令回議書により旅行命令権者の発する旅行命令によらなければならないにもかかわらず、旅行後に旅行命令を決裁していた。

については、適正な事務処理をされたい。

オ 自主研究休暇の取得の承認について、取得可能な期間を超えて承認していた。

については、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

(2) 吉浦市民センター

指摘事項

吉浦まちづくりセンターの使用料について、使用時間の単価及び使用時間を誤って算定し、過少に申請者から収納していた事例があった。

については、まちづくりセンター条例に基づき、適正な事務処理をされたい。

(3) 広市民センター

指摘事項

広市民センターの所管に属する備品のうち、所在が確認できないものがあった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

環境部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

環境政策課

3 監査の期間

令和5年10月3日から同年12月25日まで

4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

- (1) 「放射性物質測定業務」において、業務着手後に執行伺兼支出負担行為書を決裁していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

- (2) 火葬証明交付申請書の記載漏れ等について、職員が容易に改ざんできる筆記用具を用いて記載していた。

申請書の記載漏れ等は、申請者に修正をさせるべきであるが、やむを得ず職員が職権で修正等をする場合は、適正な筆記用具を使用した上で、誰が修正したか等を明確に残すなど、適正な事務処理をされたい。

土木部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

土木整備課

3 監査の期間

令和5年10月3日から同年12月25日まで

4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

消 防 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

西消防署

3 監査の期間

令和5年10月3日から同年12月25日まで

4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

西消防署の所管に属する備品のうち、所在が確認できないものがあった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

農業委員会事務局監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の期間

令和5年10月3日から同年12月25日まで

3 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとと

もに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

6 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

7 監査の結果

1 から 5 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

(1) 消耗品の購入において、納品後に執行伺兼支出負担行為書を決裁していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

(2) 農業委員会会長の旅行命令書について、専決事項となっていないにもかかわらず、事務局次長が決裁していた。

については、適正な旅行命令権者による決裁をされたい。

(3) 非農地証明申請書の記載漏れ等について、職員が容易に改ざんできる筆記用具を用いて記載していた。

申請書の記載漏れ等は、申請者に修正をさせるべきであるが、やむを得ず職員が職権で修正する場合は、適正な筆記用具を使用した上で、誰が修正したか等を明確に残すなど、適正な事務処理をされたい。